

《東通消防署からのお知らせ》

年末年始特別警戒の実施について

年末年始は、慌ただしさから火気の使用に対する注意が薄れ、火災が多く発生する時期となります。

消防署と消防団では年末から年始にかけて、消防車による巡回を行い、各地域の方々に火災予防を呼びかけています。

ちょっとした気の緩みによる火の不始末が、火事の発生に繋がります。そのため、村民一人ひとりが火災予防を心がけ、出かける前、おやすみ前に、もう一度火の元を確認して明るい新年を迎えましょう。



住宅用火災警報器の交換は10年が目安です！

10年経ったら取替える



現在、住宅用火災警報器はすべての住宅に設置が義務付けられています。

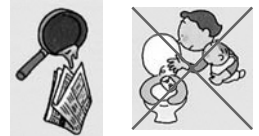
住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで火災を感知しなくなることがあります。交換の目安は、取り付けから10年となっていますので、自宅の住宅用火災警報器を今一度、確認しましょう。

水資源サービス課 下水道グループからのお知らせ

●下水道へ加入されている皆様へ

水に溶けない繊維素材、生活残飯、海草類、頭髮、プラスチック片等は下水へ流さないようお願いします。

- ・水洗トイレでは、トイレトーパー以外は流さないようご協力下さい。
- ・生活残飯及び使用済食用油、頭髮等は、燃えるゴミとして処分してください。



●下水道へ加入されていない皆様へ

下水道供用開始地区において、まだ加入されていないご家庭は、加入促進にご協力頂きますようよろしくお願いいたします。

問合せ先：東通村水資源サービス課 下水道グループ ☎27-2111 (内線456・457)

水質検査結果のお知らせ

令和元年10月3日に実施した水道水水質検査結果は下表のとおりです。

検査依頼先：(一財) 青森県薬剤師会 食と水の検査センター

採水年月日	採水場所	検査判定
令和元年10月3日	岩屋浄水場	水質基準に適合
令和元年10月3日	野牛浄水場	水質基準に適合
令和元年10月3日	大平滝浄水場	水質基準に適合

※ 定期検査のほか、毎日各浄水場の水質検査を行い、安全で良質の水を供給できるよう維持管理しております。水質検査に関するご質問やご意見は水資源サービス課(上水道グループ)までご連絡ください。

☎ 27-2111(内線452)

河川におけるサケの採捕禁止について

許可を受けた漁業関係者以外の方がサケを捕ることは、水産資源保護法及び青森県内水面漁業調整規則により、全ての川で全面禁止となっています。

ルールに違反して一般の方がサケを捕ると密漁となり、法律及び規則により罰せられますので、ご注意ください。

《問合せ先》 つくり育てる農林水産課 ☎27-2111 (内線111)
むつ水産事務所水産課 ☎22-9732